

いってお知らせします

国民健康保険は、病气やけをしたときのために、加入者の皆さんがお金を出し合いお互いに助け合う制度です。

国民健康保険特別会計 平成24年度予算(本算定)

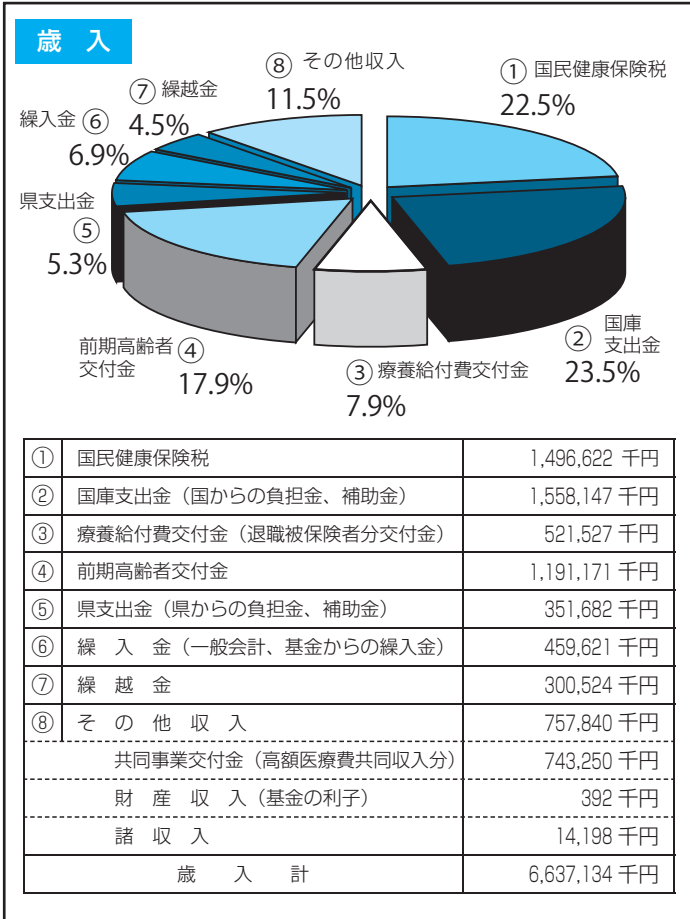
国民健康保険特別会計は例年6月の議会に補正予算を提出しています。5月に前年度の決算見込額が明らかになるため、前年度の決算見込額を元に今年度の予算額を改めて算定します。

その内訳は、左の円グラフのとおりです。平成23年度の歳入歳出差引額では約3億円の赤字が見込まれ、前年度繰越金や基金からの繰入金を除いた実質単年度収支でも4,200万円程の赤字が見込まれます。しかし、年々増え続ける医療費や経済状況、震災の影響等を考慮すると決して余裕のある運営状況とはなっていません。

国民健康保険税の税率が変わります

被保険者の皆さんには今年度見込まれる医療費等から、国、県支出金を差し引いた残りを国民健康保険税としてご負担いただくこととなります。

今年度の税率改定にあたっては、国が推進する国民健康保険の都道府県広域化の方針により国民健康保険税の賦課方法の標準的な方法への移行



平成24年度 国民健康保険税税率

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割額	5.64%	3.73%	2.60%
資産割額	11.00%	5.00%	3.50%
均等割額 (1人当たり)	19,100円	10,400円	10,400円
平等割額 (世帯当たり)	16,600円	9,400円	6,400円
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

を目指して改定を行いました。当市の国民健康保険税は所得割、資産割、均等割(1人当たり)、平等割(1世帯当たり)の4方式で賦課していますが、標準的な賦課方法は資産割を除いた3方式となっています。今回の改定では将来的に資産割を廃止することを目標として昨年度税率の2分の1程度に縮小しています。

また、応益割(均等割、平等割)の国民健康保険税賦課額に占める割合も従来45%程度だったものを50%に引き上げています。これらの改定により平成24年度の税率は左表のとおりとなります。

国民健康保険高齢受給者証の更新

70歳～74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい受給者証を保険証と一緒にご提示ください。

平成24年度の 国民健康保険税につ

限度額適用認定証をお持ちの方へ

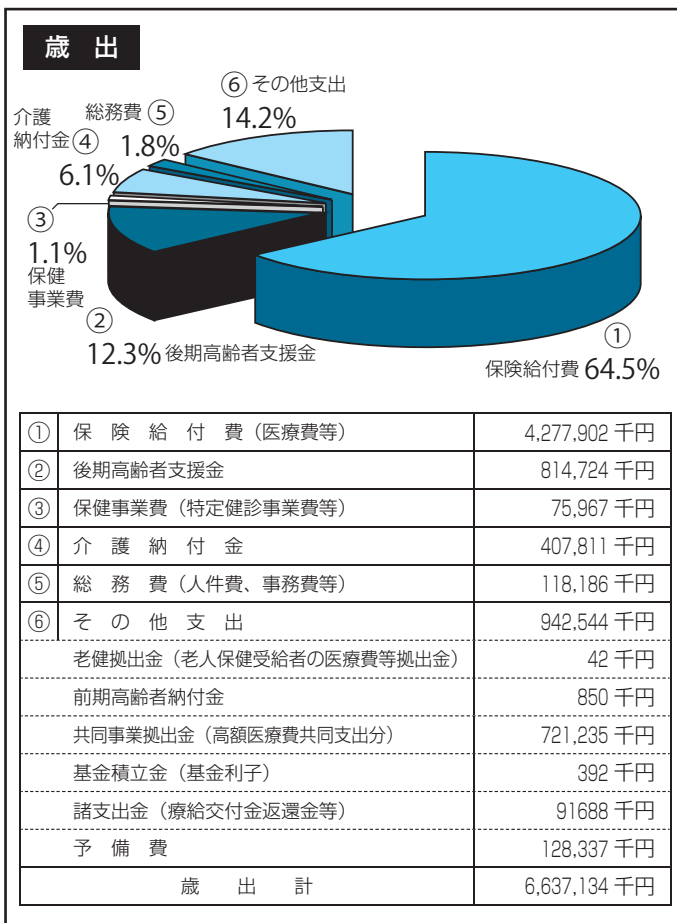
限度額適用認定証更新日は毎年8月1日となっております。まだ更新の手続きを済ませられていない方は、認定証、国保被保険者証をお持ちのうえ、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で、新たに高額な医療費負担が見込まれる場合は、入院、外来を問わず認定証を提示すると医療機関での自己負担額が一定額まで引

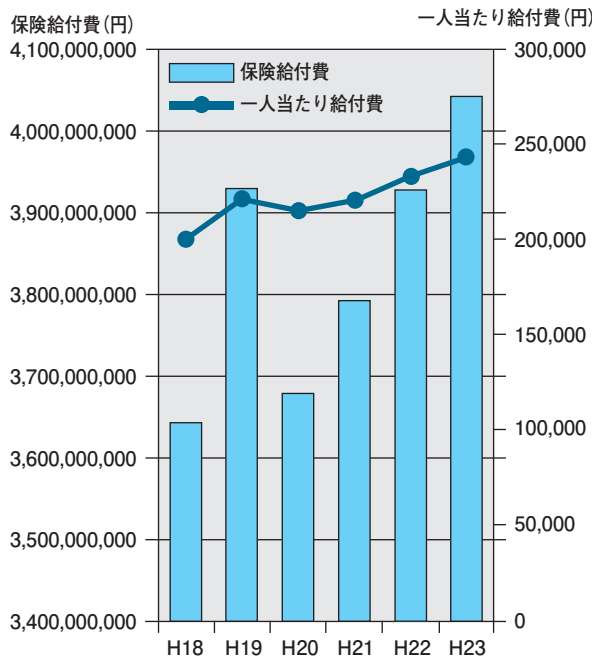
き下げられますので、認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ：

- ・ 加入および各種制度など 国保年金課 国保年金係 ☎(55)5106
- ・ 税額など 税務課市民税係 ☎(55)5085
- ・ 納付方法など 収納課収納徴収係 ☎(55)5088
- ・ 支所の窓口 各支所地域振興課



保険給付費の推移



国民健康保険の運営は、余裕のある状況ではありません。特に左のグラフでも分かるように保険給付費(医療費等)は医療の高度化や生活習慣病で受診する方の増加などさまざまな要因により増加傾向にあります。

医療費を抑えるためには、病気を未然に防ぐことも重要です。「定期的健康診断を受ける」「日常の中で運動する習慣をつける」など、一人ひとりができる健康への取り組みを行っていきましょう。

国民健康保険税等の減免について

東日本大震災の被災者で平成23年度の国民健康保険税または介護保険料の減免を受けられた方を対象に、平成24年度の国民健康保険税または介護保険料の減免を実施します。

対象となる方には通知しますので、忘れずに申請してください。

◎問い合わせ：

- ・ 国民健康保険税について 税務課市民税係 ☎(55)5085
- ・ 介護保険料について 高齢福祉課介護保険係 ☎(55)5115

